

## 随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	港湾機能継続計画の実効性向上検討業務
業 務 概 要	本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確保するために策定した「東北広域港湾BCP」における、コンテナ貨物の代替輸送に係わる具体方策の検討、ならびに検討成果の実効性確認の為に訓練の運営と課題を整理し、「東北広域港湾BCP」の改訂(案)の作成を行うものとする。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 東北地方整備局副局長 安部 賢 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1
契 約 年 月 日	令和5年9月7日
契 約 業 者 名	公益社団法人 日本港湾協会
契 約 業 者 の 住 所	東京都港区赤坂3-3-5
契 約 金 額	15,730,000 円(税込)
予 定 価 格	15,741,000 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 ( 自 )	令和5年9月7日
履 行 期 間 ( 至 )	令和6年3月22日
備 考	

## 備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

## 随意契約理由書

1. 業務の名称 港湾機能継続計画の実効性向上検討業務

2. 契約業者名 公益社団法人 日本港湾協会

3. 随意契約理由

本業務は、大規模災害発生時において、管内の港湾が連携し継続的な港湾機能を確認するために策定した「東北広域港湾BCP」における、コンテナ貨物の代替輸送に係わる具体方策の検討、ならびに検討成果の実効性確認の為に訓練の運営と課題を整理し、「東北広域港湾BCP」の改訂(案)の作成を行うものとする。

また、検討結果について議論する協議会を運営し、協議会における、説明資料の作成、議事録や結果に関する取りまとめを行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験及び能力」「業務の実施方針・業務フロー・工程計画等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容により評価を行った。

審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項に基づき、公益社団法人日本港湾協会と随意契約を行うものである。